

レジ袋削減推進に関する協定書

大黒天物産株式会社（以下「甲」という。）と鳥取県連合婦人会、特定非営利活動法人鳥取県消費者協会、米子市生活学校連絡協議会、一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会、鳥取県商工会女性部連合会及び鳥取県中小企業団体中央会（以下「乙」という。）並びに鳥取県及び境港市（以下「丙」という。）とは、地球温暖化防止や循環型社会構築に向けた環境配慮の実践活動の一環として抜本的にレジ袋を削減するため、本協定を締結し、次の事項について共同して取り組みます。

- 1 甲、乙及び丙は、レジ袋の辞退率8割以上を目標に互いに協力してレジ袋削減の取組を進めます。
- 2 甲は、鳥取県西部地域にあるディオ境港店において、レジ袋の無料配布を行わないことによるレジ袋削減に取り組みます。
- 3 甲は、レジ袋の無料配布中止による費用削減額を環境保全活動等の充実に充てます。
- 4 乙及び丙は、甲のレジ袋の無料配布の中止を環境配慮の実践活動として評価するとともに乙の会員又は丙の職員をはじめ、その周囲への呼びかけを通じたマイバッグ持参の買物の実践により、甲の活動を支援します。
- 5 丙は、甲が実施するレジ袋の削減の取組及びマイバッグ持参による買物の実践を広く住民に広報することで、甲の活動を後押しするとともにマイバッグ持参の普及啓発に努めます。
- 6 本協定の有効期限は、特に定めないものとします。
ただし、協定締結者全ての者がこの協定の目的を達したと認めるとき又はいずれかの者が脱退を表明したときは、その時点でこの協定は失効するものとします。
- 7 この協定に定める事項を変更しようとするとき、この協定に定めのない事項で新たな定めが必要が生じたとき、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、協定締結当事者で協議の上、協定事項の追加、削除、修正等必要な措置を講じるものとします。

上記のとおり協定した証として、本協定書10通を作成し、各自署名又は記名押印の上、その1通を保有するものとします。

平成29年2月20日

甲（事業者）

大黒天物産株式会社

代表取締役社長 大賀 昭司

乙（活動賛同団体）

鳥取県連合婦人会

会長 奥本 範子

特定非営利活動法人鳥取県消費者協会

理事長 安本 仁子

米子市生活学校連絡協議会

会長 上村 文乃

一般社団法人鳥取県母子寡婦福祉連合会

理事長 梓島 和江

鳥取県商工会女性部連合会

会長 秋田 寿江

鳥取県中小企業団体中央会

会長 谷口 譲二

丙（行政）

鳥取県

鳥取県知事 平井 伸治

境港市

境港市長 中村 勝治

立会人 西部地域ノーレジ袋推進協議会長